

INFORMATION

お知らせ &ご案内 12月

愛媛エイズ予防週間
12月1日(木)～7日(水)
エイズ：あなたは「関係ない」と思っていますか？

保健所では、愛媛エイズ予防週間期間中に、次のとおり電話相談や血液検査（無料・匿名・予約不要）を行います。

検査結果は、その日のうちにわかります。（追加確認検査が必要な場合、検査結果が後日になります）なお、定期のエイズ検査は、毎週月曜日（祝日を除く）10時30分～11時30分に実施しています。

■日 12月3日(土)
■時間 午後1時～3時までの間に受付

■場所

今治市旭町1丁目4-9

今治保健所一般診療室

■当日の電話相談

午後1時～3時

TEL 0898-231-2517

海上自衛隊 掃海艇「ゆげしま」来町

掃海艇「ゆげしま」が弓削港に入港し、一般公開されます。どなたでも自由に乗船できますので、是非ご参観ください。

■日 12月2日(金)～3日(土)
■場所 弓削港
■一般公開時間 9:00～11:00 13:00～15:00（両日とも）

「ゆげしまカレー」体験試食会（先着100名）
12月3日(土) 12:00～13:00

育児や介護に

2020年テレフォンを

ご利用ください

「仕事も育児も両立したい！」「介護が必要な家族がいるけどどうすればいいの？」こんな場合の育児・介護・家事の情報ホットラインとして、財21世紀職業財団では「2020（フレイフレー！）テレフォン」を開設しています。保育所への送迎や、急な残業などに子どもを預かってもらえる「保育サポーター」の情報も提供しています。（情報提供は無料）

■相談日時

月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時30分まで（祝日を除く）

■電話番号

089-934-2020

■インターネット情報

<http://www.2020net.jp>

■厳しくなります！

労災保険未加入のペナルティ 労災保険給付の全額徴収

労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されました。これにより事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。労災保険についてのご相談・お問合せは次へおたずねください。

■愛媛労働局労働基準部

TEL 089-935-5206

■今治労働基準監督署

TEL 0898-321-4560

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金制度

ハンセン病療養所に入所さ

れていた方に対しては「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づいて、療養所に入所した時期・期間に応じた補償金が支給されることとなっていますが、この補償金の請求期間が残りわずか（平成18年6月21日まで）となっていますので、支給対象者の方は、速やかに補償金の請求を行ってください。

■対象

平成18年3月31日までにハンセン病療養所に入所したことのある方（死没者は対象となりません）

なお、次の方については、補償金を請求できません。

①既に補償金を受けられている方

②ハンセン病に関する裁判上の和解が成立されている方

■問合せ先等

○請求書配布窓口

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

TEL 089-941-5287

○請求書提出・問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局疾病対策課

ハンセン病係

TEL 03-5253-1111

ふぐ中毒防止月間

ふぐ料理のシーズンがやってきました。ふぐを美味しく食べましょう。

12月1日から12月31日は「ふぐ中毒防止月間」です。資格のない人は、ふぐの処理を行うことができません。ふぐを加工する場合は、免許が必要になります。決まりを守ってふぐ中毒を防止しましょう。

～潮湯からのお知らせ～ 年末年始の営業日程をお知らせします

平成17年12月30日(金) まで通常営業

12月31日(土) 休館

平成18年 1月1日(日) 休館

1月2日(月) 休館（定休日）

1月3日(火) 以降通常営業

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のうえお間違えのないようよろしくお願いいたします。

家の建て替えなどの時、近隣の方と土地の境界についてトラブルになることがあります。

皆さんの所有地には隣地との境界を示す目印があります。また、宅地造成のための工事や相続による代替わりなどで、その目印がわからなくなっているかもしれません。

土地の境界を明確にするためには、境界標の設置が最もよい方法です。境界標は地中に境界石やコンクリート杭などの永続性のある標識を埋設することが有効です。住宅密集地のように直接地中に打ち込むことが難しい場合は、ブロック塀やコンクリートなどに打ち込める金属標識を使うことも可能です。

境界標を設置しようとする場合は隣接地の所有者との話し合いも必要で、登記手続きと結びつくことが多いので、登記に関する調査や測量の専門家である土地家屋調査士等に相談・依頼されるのも一つの方法です。

TEL 0898-22-0855 ■松山地方法務局今治支局

税務署からのお知らせ

「平成17年に新たに課税事業者となった」及び「平成18年において課税事業者である」個人事業者の方へ
消費税の簡易課税制度を選択するには

平成17年12月31日までに

「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です

■問合せ先 今治税務署 TEL 0898-32-6100

けん銃・麻薬の 密輸防止にご協力を！

港・沖であやしい船や人を見かけたら税関にお知らせください。

密輸ダイヤル 0120-461-961
～財務省・税関 (<http://www.customs.go.jp/>)～

12月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	大	10:58	356	22:35	310	4:25	25	17:07	112
2(金)	大	11:38	370	23:13	313	5:02	7	17:47	110
3(土)	大	12:20	376	23:53	312	5:40	-5	18:29	111
4(日)	大	-	-	13:04	375	6:22	-8	19:13	114
5(月)	中	0:36	307	13:51	367	7:06	-2	20:01	118
6(火)	中	1:25	298	14:42	354	7:55	12	20:53	122
7(水)	中	2:21	286	15:38	339	8:49	33	21:52	122
8(木)	小	3:28	276	16:38	324	9:50	57	22:57	116
9(金)	小	4:47	271	17:42	313	11:01	80	-	-
10(土)	小	6:11	278	18:43	307	0:05	103	12:19	96
11(日)	長	7:28	295	19:41	304	1:11	84	13:36	104
12(月)	若	8:34	316	20:32	303	2:09	61	14:45	106
13(火)	中	9:32	336	21:19	302	3:01	39	15:44	106
14(水)	中	10:23	351	22:02	300	3:48	21	16:35	107
15(木)	中	11:10	360	22:43	297	4:32	8	17:22	110
16(金)	大	11:53	362	23:21	291	5:13	3	18:05	115
17(土)	大	12:34	357	23:59	283	5:52	5	18:46	122
18(日)	大	-	-	13:14	347	6:29	14	19:25	128
19(月)	大	0:35	273	13:51	334	7:05	28	20:03	135
20(火)	中	1:13	263	14:28	320	7:41	46	20:41	139
21(水)	中	1:52	252	15:05	305	8:17	66	21:21	141
22(木)	中	2:38	241	15:44	290	8:56	87	22:05	140
23(金)	小	3:33	233	16:27	278	9:40	109	22:54	135
24(土)	小	4:43	229	17:15	269	10:35	128	23:49	125
25(日)	小	6:02	234	18:07	263	11:43	143	-	-
26(月)	長	7:17	250	19:01	262	0:46	109	13:02	151
27(火)	若	8:20	272	19:53	265	1:41	89	14:17	150
28(水)	中	9:14	297	20:43	272	2:31	65	15:19	142
29(木)	中	10:02	322	21:30	281	3:19	40	16:11	132
30(金)	中	10:48	344	22:16	291	4:04	16	16:57	121
31(土)	大	11:31	361	23:02	300	4:48	-3	17:41	111

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

第57回 人 権 週 間

育てよう 一人一人の 人権意識

—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

人権週間は、国民一人一人が「人権」というものを再認識するとともに、自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省する週間でもあります。

私たちが豊かな日常生活を営むためには、お互いの立場を尊重し、自己の権利ばかりを主張することのないよう心がけなければなりません。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、下記の事項を強調事項として各種の行事を実施します。

- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

なお、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か法務局（TEL 0898-22-0855）へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。